~議会文書質問通告書と回答について~

(質問・回答はその時点のものであり、現在の状況と異なります。)

令和5年4月12日、野口 穂議員から那賀町理事者あてに、那賀町議会基本 条例第16条による文書質問通告書が提出され、同月25日回答がありました。

質問内容と回答は次のとおりです。

質 問 事 項	質 問 要 旨
雄4地区の地籍調査の筆 数について	町長からの監査要求に対する監査報告後、圃場整備地の外 周及び圃場整備地の精度確認測量を2度行ったが、平成2 6年竣工検査時の雄4地区の地籍調査の筆数及び測量未 実施の筆数並びに圃場整備地の筆数が明らかにされてい ないので、それぞれの筆数を明らかにしてください。 理由:圃場整備地の外周の測量ではなく、圃場整備地以外 の地域の内周測量と思われるため。

回答内容

竣工検査時の筆数は735筆、測量未実施並びに圃場整備地の筆数は221筆です。